

「金利スワップ取引における取引毎コンプレッション制度の導入等に係る制度要綱」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2015年6月16日

株式会社日本証券クリアリング機構

当社では、「金利スワップ取引における取引毎コンプレッション制度の導入等に係る制度要綱」について、2015年4月7日に公表し、同年5月7日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、5件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none">現行の任意解約制度が廃止されるとのことだが、特定の取引をクローズしたい時の事務手順について、解約清算金の認識方法を含めて示していただきたい（取引毎コンプレッションの実施要件を満たさない場合、個別の解約が出来なくなると困るので確認したい）。	<ul style="list-style-type: none">特定の債務負担済取引を満期到来前に解約したい場合は、その目的にかかわらず、取引毎コンプレッションにより解約することが可能となります。想定される事務手順の一例としては、解約したい特定の債務負担済取引と経済効果上、相殺し合う関係となる新規取引を約定し、新規債務負担を成立させたい場合、両取引について、当社システムを通じ取引毎コンプレッションの申込みをいただく（清算委託者の場合は、受託清算参加者との間で定めた方法により受託清算参加者に対し取引毎コンプレッションの申込みをいただく）方法が考えられます。
<ul style="list-style-type: none">コンプレッションを目的としない債務負担済取引の解約のフローはどのようになるのか（債務負担済取引を解約させるには、原取引の反対取引を実施し、新たな債務負担取引を1件成立させることで、相殺させるものとの理解でよいか）。	<ul style="list-style-type: none">上記において相殺し合う関係となる新規取引を約定する際、当該取引が解約したい取引と等価となるようアップフロント・フィーを付すことが想定されますが、当該アップフロント・フィーが解約清算金に相当するものとなります。なお、解約清算金は解約したい取引の正味現在価値（NPV）に相当する金額となり、各取引のNPVは当社システムを通じてご確認いただくことも可能です。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> 原取引の相手方の同意が不要とあるが、当該債務負担済取引の解約に係る清算金の算出はどのように行うのか（債務負担済取引の解約に係る清算金は、相殺させる目的で実施する新たな債務負担取引に係るアップフロント・フィーとの理解でよいか）。 	<ul style="list-style-type: none"> 御理解のとおり、債務負担済取引の解約に係る解約清算金に相当する金額が、解約のための新規取引に付されるアップフロント・フィーに相当するものとなります。
<ul style="list-style-type: none"> 「満期到来前に解約した債務負担済取引及び新たに成立した債務負担済取引のMarkitWireへの反映は行わない」ことについて、受託清算参加者を經由して日本証券クリアリング機構から届く該当取引のデータの送信方法・タイミングを教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託清算参加者から清算委託者に対する通知方法・タイミングは受託清算参加者毎に異なるため、受託清算参加者に個別にお問い合わせください。なお、当社から受託清算参加者への通知は、日々、17時半を目途に実施いたします。
<ul style="list-style-type: none"> 同一サイド（同一経済条件）の2取引を1取引とするコンプレッションであると認識しているが、その効果としてどのようなことがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 債務負担済取引1件あたりに必要となる管理コストの削減や債務負担済取引量の削減に伴うシステム処理負担の軽減効果等が期待されます。

以 上